

福島県介護サービス事業者における協働化等促進事業 Q & A

Q 1 本事業の目的は何か。

A 1 本事業は、複数の法人が連携し、業務の効率化や共同化に取り組むことにより、介護人材不足への対応や職場環境の改善を図り、介護サービスの安定的な提供につなげることを目的としています。

Q 2 どのような取組が補助対象になるのか。

A 2 複数の法人が共同して実施する、経営の安定化に向けた職場環境改善に資する取組が対象となります。

具体的には、合同での人材確保や職員研修、業務の集約・共同化などが想定されます。

なお、詳細は交付要綱及び募集概要をご確認ください。

Q 3 単独の法人でも申請可能か。

A 3 できません。

本事業は複数の法人が共同して実施する事業を対象としています。

Q 4 協働する法人数に要件はあるか。

A 4 法人数に上限はありません。

なお、法人数に応じて算出される補助基準額には上限があります。

Q 5 グループ企業など、関連する法人や施設のみで構成される事業者グループは補助対象となるか。

A 5 グループ企業などの関連する法人のみで構成される事業者グループは補助対象外となります。

Q 6 申請代表者はどのように決めればよいか。

A 6 申請代表者は、事業者グループを構成する法人内の協議により決定してください。

ただし、介護保険法に基づく指定若しくは許可を受けた介護サービス事業所を運営する法人が申請代表者となる必要があります。

Q 7 事業者グループの構成法人が途中で変更になった場合、どうすればよいか。

A 7 事業内容に影響する場合は、速やかに県へ相談してください。
必要に応じて変更承認等の手続きが必要となります。

Q 8 事業者グループの構成法人が途中で変更になった場合、どうすればよいか。

A 8 事業内容に影響する場合は、速やかに県へ相談してください。
必要に応じて変更承認等の手続きが必要となります。

Q 8 すでに取組を実施している場合でも、補助を受けられるのか。

A 8 県の交付決定前に着手した取組に対しては、補助金を交付することはできません。
なお、やむを得ない理由により、交付決定前に着手する場合は、内示後に別紙7を提出してください。その場合でも、着手は内示後となりますのでご注意ください。

Q10 他の補助金と重複して補助を受けることは可能か。

A10 他の補助金等を受けて実施する取組については、本補助金の対象にはなりません。

Q11 申請すれば必ず採択されるのか。

A11 予算の範囲内での採択となるため、申請状況によっては採択されない場合があります。